



海上の工事・作業・行事に係る 許可申請等の手引き

…海上交通の安全のために…



監修 金沢海上保安部
平成30年9月21日（改）

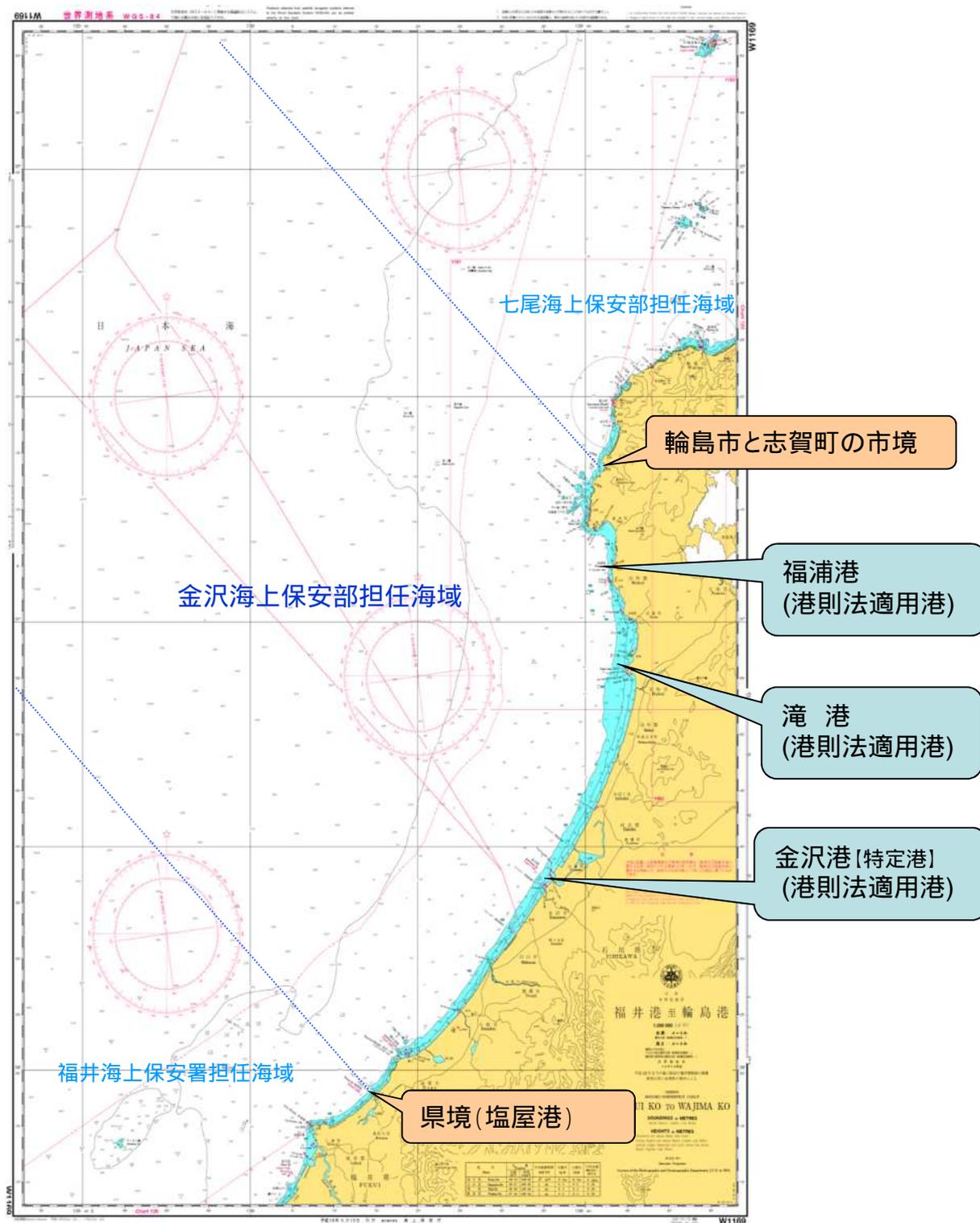
…はしがき…

海は、船舶交通を始めとして、漁業、海底資源採掘、海洋レジャー、更には海洋や国土の保全・整備等、様々な活動の場となっています。

このため、これらの活動の安全とともに海上交通の安全を図るため、港則法等においてルールが定められています。

この冊子では、特に、港則法に定められているルールのうち、「工事・作業・行事」の許可事務や関連する事項等を整理し、これら事務の手続きが容易に出来ることを目的として作成しました。

事務の手引きとして活用していただければ幸いです。



目 次

| | |
|-----------------------------------|------|
| 第1 港則法の概要 | |
| 1.目的 | p 6 |
| 2.適用される港 | p 6 |
| 3.港則法の事務 | p 6 |
| 4.法の規制事項 | p 6 |
| 5.罰則 | p 6 |
| 6.他法令との関係 | |
| (1)海上衝突予防法 | p 6 |
| (2)海上交通安全法 | p 7 |
| (3)港湾法、漁港漁場整備法 | p 7 |
| (4)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | p 7 |
| (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | p 7 |
| (6)水路業務法 | p 7 |
| (7)航路標識法 | p 7 |
| 7.工事等の海域と適用法令(一覧表) | p 8 |
| 参考(適用法令及び関係法令の手続きと問い合わせ先など) | |
| 第2 工事及び作業の申請 | |
| 1.適用条文 | p 9 |
| 2.工事又は作業の範囲等 | |
| (1)工事又は作業とは | p 9 |
| (2)工事又は作業とならない行為 | p 9 |
| (3)申請事務の緩和等 | p 9 |
| (4)港長が命ずることのできる「船舶交通の安全のために必要な措置」 | p 10 |
| (5)参考事項 | p 10 |
| 3.申請者 | p 11 |
| 4.申請書の提出先等 | |
| (1)申請書の提出先及び宛名 | p 11 |
| (2)受付窓口と提出方法 | p 11 |
| (3)受付時間等 | p 11 |
| 5.申請書の様式と提出部数 | p 11 |

| | |
|-----------------|------|
| 6. 申請書の提出時期 | |
| (1) 新規の申請 | p 11 |
| (2) 変更申請 | p 11 |
| (3) 完了届 | p 11 |
| 7. 審査基準及び標準処理期間 | p 12 |
| 8. 許可等の通知 | p 12 |
| 9. 申請書の記入要領 | |
| (1) 新規の申請 | p 12 |
| (2) 内容変更の許可申請 | p 15 |
| (3) 内容変更の届出 | p 16 |
| (4) 軽微な変更の届出 | p 16 |
| ・ 使用船舶変更の届 | |
| ・ 連絡先等変更の届 | |
| (5) 完了届出 | p 16 |

第3 行事の申請

| | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 1. 適用条文 | p 17 |
| 2. 行事の範囲 | p 17 |
| 3. 申請者 | p 17 |
| 4. 申請書の提出先等 | } p 17 (p 11 ~ 12) |
| 5. 申請書の様式及び提出部数 | |
| 6. 申請書の提出時期 | |
| 7. 審査基準及び標準処理期間 | |
| 8. 許可等の通知 | |
| 9. 申請書記入要領 | |
| (1) 新規の申請 | p 18 |
| (2) 内容変更の許可申請 | p 19 |
| (3) 内容変更の届出 | p 20 |
| (4) 完了届 | p 20 |

| | | |
|----|-----------------------|---------------|
| 第4 | 申請書等様式 | p 21 |
| | 工事等の申請書様式 | |
| | (1)新規(「工事・作業・行事」各共通) | |
| | ア 許可申請書 | 【第9号様式】 p 22 |
| | イ 届出書(「工事・作業・行事」各共通) | 【第9号様式1】 p 23 |
| | (2)変更(「工事・作業・行事」各共通) | |
| | ア 内容変更許可申請書 | 【第9号様式2】 p 24 |
| | イ 内容変更届 | 【第9号様式3】 p 25 |
| | ウ 変更届(軽微な変更) | 【第9号様式4】 p 26 |
| | (3)完了等(「工事・作業・行事」各共通) | |
| | ア 完了届 | 【第9号様式5】 p 27 |
| | (4)記入例 | |
| | ア 工事許可申請 | p 28 |
| | イ 工事届 | p 30 |
| | ウ 工事変更届(軽微な変更) | p 32 |
| | エ 行事届 | p 33 |
| | (5)添付資料様式例 | |
| | ア 使用船舶一覧表 | p 35 |
| | イ 船舶従事者一覧表 | p 35 |
| | ウ 工程表記入例 | p 36 |
| 第5 | 資料 | p 37 |
| | 1.金沢港の港域 | p 38 |
| | 2.滝港の港域 | p 39 |
| | 3.福浦港の港域 | p 40 |
| | 4.著名物標等一覧 | p 41 |
| | (1)加賀・能登西岸灯台一覧 | |
| | (2)加賀・能登西岸海図番号一覧 | |
| | 5.工事区域明示標識の設置基準 | p 42 |
| | (1)標識の配置と名称の付与基準 | |
| | (2)特殊標識(工事等の区域標識)の規格 | |

第1．港則法の概要

1．目的

港則法は、港内における船舶交通の安全と港内の整頓を図ることを目的とした法律です。(昭和23年7月15日法律第174号)

2．適用される港

港則法が適用される港(以下「適用港」という。)は、同法第2条に基づき政令によって定められており、このうち特定港は、同法第3条第2項に基づき喫水の深い船舶が出入りできる港又は外国船舶が常時出入りする港として政令により定められています。

- (1) 石川県内の適用港：七尾港、穴水港、宇志津港、小木港、飯田港、輪島港、金沢港、滝港、福浦港
- (2) 石川県内の特定港：金沢港、七尾港 (注)下線部：金沢海上保安部管内

3．港則法の事務

特定港には、港則法の事務を行うため港長が置かれています。

また、特定港以外の適用港の事務は、管轄する海上保安部長(又は海上保安署長)が行うこととなっています。

4．法の規制事項

港則法では、次のような規制を定めています。

- (1) 船舶の運航や係留等に関すること。
- (2) 廃棄物投棄や工事・作業・行事(以下「工事等」という。)等、船舶の航行の障害となる行為に関すること。
- (3) 船舶の標識等に関すること。
- (4) 災害を防止するための火気の取扱い、危険物の荷役・運搬等に関すること。

5．罰則

港則法第31条第1項の規定に違反して許可を得ないで工事又は作業をした者、又は本条第2項の規定に違反して命令された必要な措置をとらなかった者は3箇月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処せられます。(第43条の準用規定に違反した場合も同様となります。)

また、同32条の規定に違反した場合にも罰則の規定があります。

6．他法令との関係

(1) 海上衝突予防法(昭和52年 法律第62号)

港則法は、船舶交通の一般原則を定めている海上衝突予防法(以下「予防法」という。)の特別法です。

適用港内においては、港則法の規定が優先しますが港則法に規定の無い航法等については海上衝突予防法が適用されます。

(留意事項)

適用港では港則法が優先し、同法に規定のない場合は予防法が適用されます。

予防法第27条に規定する「灯火・形象物・信号板」に留意して下さい。

- ・曳航、浚渫等作業により、操縦性能制限船となる船舶の灯火・形象物
- ・曳航物件の後端までの距離と灯火、形象物の関係
- ・潜水作業に従事する操縦性能制限船等の灯火、形象物又は信号板

(2) 海上交通安全法 (昭和47年 法律第115号)

この法律の航法に関する規定は、港則法と同じく海上衝突予防法の特別法です。瀬戸内海等の船舶交通の輻輳する海域に適用されています。

(留意事項)

作業船等の回航のため、これら海域を航行又は物件曳航等する場合には、海上衝突予防法の他、この法律に規定する航法等に従って下さい。

(3) 港湾法(昭和25年法律第218号)漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)

港湾法は、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに航路の開発、保全を目的とし、漁港漁場整備法は、漁港等の整備とその維持管理を適正に行うことを目的とした法律で、両法とも管理法的性格を有するものです。

(留意事項)

港湾内(港内)工事等を実施する場合には、予め、これら法律に基づく手続きを済ませて下さい。

(4) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年 法律第136号)

この法律は、船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること等を規制するなど、海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とするものです。

(留意事項)

- ・ 浚渫作業等において水底土砂を浚渫、海底移動、海底仮置等する場合には、船舶からの排出として規制される場合があり、また、排出する場合は、事前に関係機関に相談のうえ有害物質についての検定を受け、許可申請等に計量証明書を添付して下さい。
- ・ 海洋施設を設置する場合には、同法第18条の規定に基づく届けが、また、設置工事等に際しては、港則法に基づく許可等の手続きも必要です。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とするものです。

(留意事項)

浚渫の水底土砂や汚泥等の陸上処理については、事前に関係機関の指導を受ける等、取り扱いに留意して下さい。

(6) 水路業務法(昭和25年法律第102号)

この法律は、水路測量の成果その他の海洋に関する科学的基礎資料を整備し、海空交通の安全の確保に寄与する等を目的とするものです。

(留意事項)

- ・ 公的な費用で実施する測量は、同法の第6条に規定する許可の手続きが必要となります。また、作業の実施に当たっては、港則法に基づく作業許可等の手続きも必要となります。
- ・ 測量の成果を海図に生かすためには、詳細の打合わせを行いますので事前にご相談下さい。
- ・ 潜堤等に乘揚げた海難の防止のため、港湾の修築その他、海岸線に大きな変化を生ずる場合は、同法19条の規定に基づく通報が必要となります。

(7) 航路標識法(昭和24年 法律第99号)

この法律は、航路標識を整備して船舶交通の安全を確保し、併せて船舶の運航能率の増進を図ることを目的とするものです。

(留意事項)

工事区域や海洋施設の存在を示す等のため、標識又は灯火を設置しようとする場合には、同法第3条に規定する許可等の手続きが必要です。

7. 工事等の海域と適用法令

海上において工事等を行う場合には、以下の適用法令、申請手続きとなります。
 なお、工事等が終了した場合には、完了届をお願いします。

| 海域 | 適用法令と条文 | 手続き | | 申請等あて先 (窓口・問い合わせ先) |
|--|--|-------|--------------------|--|
| | | 工事・作業 | 行事 | |
| 特定港又は特定港 付近海域 (金沢港) | ・港則法第31条第1項 ・港則法第32条 | 許可 | 許可 | 金沢港長 (金沢海上保安部交通課) (電話076-267-0511) |
| 特定港以外の港則 法適用港又は同港 付近海域 (福浦港・滝港) | ・港則法第31条第1項 ・港則法第43条 | 許可 | 届出を お願い します。 | 金沢海上保安部長 (金沢海上保安部交通課) (電話076-267-0511) |
| 港則法適用港又は 同港付近海域 | 港長又は保安部長が 船舶通行実態等から 許可を要しないと した場合(緩和措置) (窓口にて確認して 下さい。) | 届出 | 届出 | 金沢海上保安部長 (金沢海上保安部交通課) (電話076-267-0511) |
| 港則法が適用され ない海域 | 港則法が適用されない海域で行われる、 「工事・作業・行事」については、許可申 請等の義務はありませんが、工事等の実 施中における事故防止、船舶交通の安全 確保等のため、許可申請に準じて、「工 事届」、「作業届」又は「行事届」の提出 をお願いします。 | | | 金沢海上保安部長 (金沢海上保安部交通課) (電話076-267-0511) |

参考(その他の手続き)

| 実施事項 | 関係法令 | 手続き | 申請先(問合せ) |
|---|-------------------------------------|-----|---|
| ・入出港届 ・入出港届省略許可申請 ・錨地・停泊場所指定願 移動・危険物荷役許可申請 ・係留施設使用届 ・係留施設使用届省略許可 ・修繕・係船届 ・危険物運搬許可申請 ・進水・入出渠届 ・竹木材水上荷卸許可申請 …等 | 港則法 | 許可等 | 金沢海上保安部 交通課 【電話076-267-0511】 |
| ・工作物の設置 | ・海洋汚染等及び海 上災害の防止に関 する法律第18条の3 | 届出 | 金沢海上保安部 警備救難課 【電話076-266-6118】 |
| ・水路測量 | ・水路業務法第6条 | 許可 | 第九管区海上保安本部 海洋情報部 【電話025-245-0118】 |
| ・港湾の修築その他海岸線に重大な 変化を生ずる工事 | ・水路業務法第19条 | 通報 | |
| ・航路標識の設置 | ・航路標識法第3条 | 許可等 | 金沢海上保安部 交通課 |

第2．工事及び作業の申請

1．適用条文

(1) 港則法第31条(工事等の許可)

- 1 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- 2 港長は、前項の許可をするに当たり、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

(2) 港則法第43条(準用規定)

第31条の規定は、特定港以外の港にこれを準用する。
この場合において、これら規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する海上保安部長がこれを行うものとする。(抜粋)

2．工事又は作業の範囲等

(1) 工事又は作業とは

「工事」と「作業」には明確な区別はありませんが、概念的には、工事とは行為の行われた場所において将来に施設等の痕跡を残すものをいい、作業とは行為の行われた場所において将来にこん跡を残さないものをいいます。

……工事・作業には次のようなものがあります。

- | | | |
|-------|-------------|-----------------|
| 工事・・・ | 岸壁(棧橋)築造工事 | ・橋脚基礎築造工事 |
| | ・護岸築造工事 | ・防波堤築造工事 |
| | ・海底地盤根固工事 | ・地盤改良工事、 |
| | ・水路開削工事 | …その他これらに類する工事… |
| 作業・・・ | 潜水作業 | ・深淺測量作業 |
| | ・維持浚渫作業 | ・沈船引揚作業 |
| | ・橋梁等塗装作業 | ・定置網等設置(又は撤去)作業 |
| | ・採水(環境調査)作業 | ・爆発物探査作業 |
| | | …その他これらに類する作業… |

(2) 工事又は作業とならない行為

次のような場合は、許可の対象となる工事又は作業に該当しません。

ア．船内において行われる清掃作業等、その行為の及ぼす影響が船内に限られ、港内の船舶交通を阻害するおそれのない行為。

但し、機関の修繕等、運行しようとしても復旧が容易にできないような場合は、別途、「修繕届」の提出が必要です。

イ．船舶の離着岸及び荷役等、港内で通常行われる行為。

(3) 申請事務の緩和等

港内の整頓及び船舶交通の安全確保に殆ど影響を及ぼさない工事又は作業については、許可に変えて届け出とすることができ、また、水質や底質の調査など定期的実施する作業については、一括手続きとすることができます。
詳細については、事前にご相談下さい。

(4) 港長が命ずることのできる「船舶交通の安全のために必要な措置」

港長は、許可申請があった場合、その行為が船舶交通の安全上支障があるときは、許可することはできませんが、必要な措置を講ずることによって船舶交通に及ぼすおそれのある危険性を排除できると認めるときは、必要な措置を命ずることにより許可することができます。

なお、措置命令には次のようなものがあります。

- ア. 船舶の解体・沈船の引揚げ等の作業で、油が流出する等のおそれのあるとき、油の流出・貨物の散乱を防止するための措置
- イ. 設置される工作物の存在を知らせる標識の設置
- ウ. 浚渫、埋立等が行われるときの作業区域を明示する標識の設置
- エ. 船底清掃等の作業のとき、他船の接近を防止する警戒措置
- オ. 実施場所又は区域の縮小、期間、時間及び方法の変更等

(5) 参考事項

ア. 港の境界付近について

工事又は作業が許可の対象となる範囲は、適用港内又は同港の境界付近ですが、「港の境界付近」の範囲については、工事等の内容や当該港を出入する船舶や在港船舶等の船舶交通の状況によって異なります。

詳細については、事前にご相談下さい。

イ. 行事と作業の一括申請について

ヨットレース等の行事に伴うブイの設置は、作業に該当しますが、行事許可申請書により一括申請をすることができます。

ウ. 物件の曳航と作業について

港則法施行規則第9条第1項では、「えい航の制限」として、「引船の船首から被えい航物件の後端までの長さは200mを超えてはならない。」と定められており、曳航の長さが200mを超える場合は、作業に該当し許可が必要となります。

エ. 水域の占有と作業について

ブイや潮流観測装置等の設置（又は撤去）は、設置等の行為のみが作業として許可の対象となり、設置から撤去までの期間の水域占有に係る事項は、港湾管理者等にお問い合わせ下さい。

オ. 利害関係者や他の関係機関との事前調整

事前に利害関係者との調整に努めましょう。

また、水底土砂の取り扱いや海上工作物の設置等、他の法令に規定のある行為等を行う場合は、事前に関係機関の指導を受け、又は、許可の手続きを行って下さい。

カ. その他

申請の不備や提出の遅れ等で、不許可等になることがありますので、計画立案時からご相談下さい。

3. 申請者

申請者とは「工事又は作業を行おうとする者」で、工事等の実施責任者をいい、当該工事等において指揮監督の権限を有し、法に基づく措置命令を確実に履行できる職にある者でなければなりません。

従って、責任請負契約を結んで工事等の実施を一任する場合には、これを請負者が申請者となります。

4. 申請書の提出先等

(1) 申請書の提出先及び宛名

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・提出先 金沢海上保安部 交通課・申請書宛名 8ページ表1を参照下さい。 |
|---|

(2) 受付窓口と提出方法

申請書は、受付窓口（金沢港湾合同庁舎3F）に提出して下さい。
なお、これによる事が困難な場合は、事前に相談下さい。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・金沢海上保安部 交通課 （住所）〒920-0211 金沢市湊4丁目13番地 金沢港湾合同庁舎 （電話）076-267-0511 （FAX）076-268-0356・国土交通省オンラインシステム利用については、予めご相談下さい。 |
|---|

(3) 受付時間等

受付は、原則として平日（月～金曜日）の08時30分から17時15分までとなっていますが、緊急のため等、これ以外の時間帯及び閉庁日に受付を希望される方は、電話等により事前に確認下さい。

5. 申請書の様式と提出部数

各申請書の様式は、別添様式のとおりです。また、記入要領（p12参照）を参考とし、2部（内1部は、押印し返却します。）の提出をお願いします。

6. 申請書の提出時期

(1) 新規の申請

工事等の許可申請は、審査期間や当該海域利用者への周知、船舶航行の制限等（法39条関連）や審査のため、着工日の1ヶ月前までに提出して下さい。
なお、災害又は海難に伴う緊急の工事等については、随時ご相談下さい。

(2) 変更申請

許可を受けた工事等の内容に変更が生じる場合は、変更の実施前に、速やかに変更に係る許可（又は届出）申請を行って下さい。

(3) 完了届

工事等が終了した場合は、制限の解除や周知の必要がありますので、速やかに完了届けを提出（FAX又はインターネット可）して下さい。

7. 審査基準及び標準処理期間

行政手続き法に基づき、港則法に規定する許可の審査基準及び標準処理期間を定めています。閲覧は受付窓口で出来ます。

8. 許可等の通知

許可等の通知は、申請者（事務担当者）あて電話連絡をしますので、受付窓口で受け取って下さい。また、郵送を希望される場合は、申請書の提出に併せ切手付き返信用封筒をご用意下さい。

なお、工事等の実施中は、許可書又はその写しを、現場に携行して下さい。

9. 申請書の記入要領

(1) 新規の申請（許可・届）

工事又は作業の許可申請（又は届出）にあたっては、主たる事業の内容に応じて「工事」又は「作業」許可申請書（又は届）と表記し、第9号様式（又は第9号様式1）に以下のとおり記入のうえ、補足図面等を添付し申請して下さい。

ア. 申請者

申請者氏名を記載し押印することに代え、署名によることもできます。

イ. 目的及び種類

先ず、主たる工事又は作業の種類（件名）を簡潔に記載して下さい。

発注者がつけた工事名称等をそのまま記載しないで、次のように実際に行う内容を記入して下さい。

- 【記入例1】
- ・ 港 護岸築造工事、
 - ・ 市 海岸沖 工作物設置工事
 - ・ 漁港 水路浚渫工事・等
 - ・ 港 地区航路深浅測量作業

- 【記入例2】
- ・ 港 防波堤築堤潜水作業
 - ・ 港 地区採泥採水作業（海上採水及び海底潜水）
 - ・ 沖海底調査作業（ソナー等えい航）
 - ・ 物件えい航作業 ……等

工事又は作業の施工の「目的」を具体的に記載する。

主たる工事又は作業の他、付随する作業又は工事も列記して下さい。

ウ. 期間及び時間

期間は、陸上での準備期間等は含まず、海上及び船舶交通に影響を及ぼす期間とし、予備日を全体の期間に含めて下さい。

なお、工程表には陸上の準備期間等も含め記述して下さい。

- 【記入例】
- ・ 期間：平成20年8月8日から平成21年2月10日までの間
(予備日：平成21年1月10日から2月10日)

- ・ 時間：日曜日を除く、毎日 時 分から 時 分まで

エ. 区域又は場所

工事又は作業を実施する区域・場所は、海図に記載されている灯台又は著名物標（固定物標）を基点とする方位（真方位）及び距離、又は緯度・経度（世界測地系）で記載して下さい。

なお、灯台の名称等は、「灯台表」(海上保安庁発行)を参照下さい。

海図等に記載されない海域・河川等において工事等を行う場合には、他の地図等に記載の地名・地先名や橋梁（橋脚）等の物標名を基点とし、方位及び距離を記載して下さい。

確認のため、区域又は場所を示す図面を添付して下さい。

なお、区域又は場所を示す図は、出来る限り海図を使用して下さい。

また、色分け等により現場付近の状況を分かり易く表示して下さい。

【記入例】

(例1) 区域の場合

次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海域

ア 灯台から 度 メートルの地点

イ ア地点から 度 メートルの地点

ウ イ地点から 度 メートルの地点

エ ウ地点から 度 メートルの地点

(注：各点の表記は、原則として時計回りとする。)

(例2) 場所が円内海域の場合

- ・ 灯台から 度 メートルの地点を中心とする半径 メートルの円内海域。

(例3) 場所が岸壁等で、殆ど海上への影響がない場合

- ・ 港 埠頭 番岸壁

(例4) 場所が海岸等で、区域等の設定がし難い場合

- ・ 市 地先 護岸(又は 人工リーフ、 潜堤)

(例5) 物件えい航作業等の複数の海域を跨る場合

- ・ 港から 港 (海域、 海峡通過)

オ. 方法

工事・作業の方法や手段等を、実施順序（工程）に従い図面等を用いて分かり易く簡潔に記述して下さい。

船舶交通に影響を及ぼすおそれがある等、次のような場合には作業状況図を添付して下さい。

- ・ 浚渫船等の大型作業船のアンカーワイヤー等が張り出す場合
 - ・ 浚渫船等の大型作業船の配置や状況が順次変化する場合
 - ・ 作業船及び資機材等を多数仮置きする場合
 - ・ 作業船等の長さや幅を超えて、重機が動き、資機材が置かれる場合等
- 夜間作業を行う場合は、照明設備や作業方法を具体的に記述し、図面等を添付して下さい。

火薬類を使用する場合は、必ずその旨を具体的に記入すると共に、爆発による影響範囲を示す図面等を添付して下さい。

なお、船舶により火薬類を含む危険物を現場に搬入する場合は、別途、港則法第23条に基づき許可を受けて下さい。

カ. その他

危険予防の措置

次の事項について記述して下さい。

(安全対策)

- ・ 工事又は作業の現場責任者の配置及び体制と全般の事故防止について
- ・ 作業員及び作業船の安全管理について
- ・ 事業の影響を受ける地元関係者及び団体等への周知と調整について
- ・ 監視船又は警戒船の配置と作業中のこれら監視船等の対応について
- ・ 通行船舶に影響が有る場合の工事等の調整について
- ・ 資機材及び撤去土砂等の運搬(又は曳航)に係る経路と安全策について
- ・ 資材、廃棄物及び油類等の海上流出等の防止策について
- ・ 気象や地震津波等に伴う、作業中止・退避・避難等の安全策について
- ・ 事故発生時又は不審物の発見等、緊急連絡等の対応及び体制について
- ・ その他、必要と思われる事項について

(標識等の設置・掲揚)

- ・ 工事区域を設定する場合の区域を示す標識の設置について
- ・ 潜水作業中の国際信号旗(又は信号板等)の掲揚について
- ・ 物件等えい航における予防法に規定の形象物等の掲揚について
- ・ 作業中の横断幕等(「潜水作業中」、「浚渫作業中」)の掲示について
- ・ 作業船等のアンカーワイヤーの位置を示す標識の設置について
- ・ 工事中における海上の工作物、台船及び資機材等を示す標識について
連絡先等

工事責任者及び現場責任者等の連絡先(夜間も含む)、緊急時の関係機関等の緊急連絡先、津波等の災害発生時の避難先等を記載して下さい。

その他

特殊な工事又は作業で、必要と思われる事項を記載して下さい。

キ. 添付資料等

次のうち該当する資料を添付又は提示して下さい。

- ・ 現場位置図、工事又は作業区域図
- ・ 工程表【全体及び各工事・作業の工程が記載されたもの。】
- ・ 施工計画図(計画平面、施工及び構造等の図)
- ・ 状況図【作業状況図、作業船アンカー状況図、標識配置図(要目記載)】
- ・ 作業船及び警戒船配置の図【警戒船講習受講証明書の確認・提示】
- ・ 使用船舶と船舶従事者の一覧【船舶検査証書、船舶検査手帳及び海技免状の確認・提示】
- ・ 火薬使用や水域占有等の各種許可の写し
- ・ 水底土砂の分析表(計量証明)

(2) 内容変更の許可申請

許可を受けた工事（又は作業）の内容を変更したい場合は、「内容変更許可申請書」第9号様式2に以下の事項を記入のうえ、必要な図面及び資料を添え提出し許可を受けて下さい。

なお、工事等の場所が異なる場合や許可期間が終了又は異なる場合は、新規の許可申請を行って下さい。

ア．許可事項

許可年月日及び許可番号

現状許可の最初の「許可年月日及び許可番号」を記載して下さい。

工事等名

現状で許可を受けている工事等名（件名）を記載して下さい。

変更経歴

これまでに受けた変更許可の年月日、番号、変更の概要を順に簡潔に記載する。

イ．変更内容

変更内容(工期、施工方法及び施行区域等)を具体的に記載して下さい。

また、施行区域を拡大又は縮小する場合等、変更に係る図面は必ず添付して下さい。

工期を変更する場合は、現状の許可期間と内容変更期間を分かり易く記載して下さい。

【記入例1】 工期を延長する場合

現状許可期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日

変更期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日

【記入例2】 工期を延長し、施工方法も変更する場合

現状許可期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日

変更期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日

(平成 年 月 日から平成 年 月 日)

(注：括弧は、施工方法変更の期間)

施工方法に変更がない場合は「施工方法変更なし」と、また、工期に変更がない場合は「工期変更なし」と記載して下さい。

ウ．変更理由

変更の理由を簡潔に記載して下さい。

なお、工事等は船舶交通に影響を与える行為であることから、正当な理由である必要があります。

エ．その他必要事項

危険予防の措置（事故防止措置等）

工期、施工方法及び施行区域等の変更を行う場合は、時期や周囲の状況が異なってきますので、必ず見直しや関係者への再周知等、従来の措置に加えて追加措置を記載して下さい。

その他

連絡先、緊急時の連絡先、災害時の避難方法、使用船舶・現場担当者・電話番号等の変更が有る場合は、これを記載し併せて変更に係る資料を添付して下さい。

(3) 内容変更の届出

新規において届け出を行った工事（又は作業）の内容に変更がある場合は、前記の「(2) 内容変更の許可申請」に準じて記入し、届け出（第9号様式3）として提出して下さい。

(4) 軽微な変更の届出

施工内容及び施工期間の変更がなく、且つ危険予防の措置にも変更のない軽微な変更については、簡易な届出によることができます。

なお、届け出は変更前に提出して下さい。

ア．使用船舶（資機材）変更の届

許可を受けた工事又は作業において、使用する船舶・資機材に変更又は追加の必要があり、船舶の大型化・大幅増強や施工内容等に変更を伴わない場合には、変更許可申請に変えて「変更届」（第9号様式4）によることができます。

また、届出書には使用船舶一覧等の関係資料も添付して下さい。

イ．連絡先等変更の届

許可を受けた工事又は作業において、工事内容及び事業者に変更がなく、現場担当者の交代や連絡先の名称・電話番号等に一部変更が生じた場合等の軽微な事項については、変更許可申請に変えて「変更届」（第9号様式4）によることができます。

また、届出書には変更後の連絡系統図等の関係資料も添付して下さい。

なお、許可に係る申請者の変更が、通常の交代等による場合は、本届出書によることができます。

(5) 完了届

船舶への周知及び制限等を解除するため、許可を受け又は届出を行った工事等が完了した場合は、速やかに「完了届」（第9号様式5）を提出して下さい。

第3．行事許可申請

1．適用条文

(1) 港則法第32条

- ・ 特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

2．行事の範囲

行事とは、端艇競争のほか、祭礼、パレード、海上訓練、水上花火大会、遠泳大会及び海上デモ等、一定の計画の下に統一された意思に従って行われる社会的な活動をいいます。

この場合、参加する船艇等が少数であっても、水域を占有したり船隊を組む等、航路や泊地などにおいて通常の航行と異なった航行形態となる行為は行事に該当します。

(1) 行事の適用外

船内において行われる納涼大会等は、水域を占有したり通常の航行形態と異なる行動をしない限り、他の船舶交通に影響を及ぼさないので、この場合は行事には該当しません。

(2) 申請書作成時の留意事項

船舶交通に及ぼす影響等が最小に留まるように次の事項等に留意して計画して下さい。

- ア．行事が安全に行え、他の船舶交通に影響を与えないこと
- イ．秩序ある行動がとれる体制であること
- ウ．船舶の定員超過等、法令に違反しないこと
- エ．他船に誤解を与えるような信号旗の掲揚等を行わないこと
- オ．事前に行事海域における利害関係者との調整に努めること

3．申請者

許可申請者は、「行事をしようとする者」で行事の実施責任者であり、行事全般の実施について指揮監督の権限を有する人です。

4．申請書の提出先等

5．申請書の様式、提出部数

6．申請書の提出時期

7．審査基準及び標準処理期間

8．許可の通知

「工事・作業」に同じです。

9. 申請書記入要領

(1) 新規の申請（許可・届）

金沢港（特定港）で行事を実施する場合には、許可申請が必要となりますので、「行事許可申請書」（第9号様式）と表記し、以下のとおり記入のうえ、補足図面等を添付し申請して下さい。

なお、金沢港以外の海域で行事を実施する場合には、届出（第9号様式1）をお願いします。

ア. 申請者

申請者の氏名を記載し押印することに代えて、署名することができます。

イ. 種類及び目的

行事の種類(件名)、目的等を具体的に記述して下さい。

なお、使用船艇の隻数も付記して下さい。

【記入例】件名 ヨットレース（ 級 隻）

目的 県内青少年の育成及び海洋スポーツの普及を目的として実施。

ウ. 期間及び時間

行事の開始と終了の年月日及び時間を記入し、予備日を設定する場合には、予備日も申請期間に含めて記入して下さい。

【記入例】平成 年 月 日 時 分から 時 分の間
(予備日 平成 年 月 日 時間同じ)

エ. 区域又は場所

一定の海域を占有して実施する場合は、その場所と区域を記載し、また区域を設定せず船隊等を組んで航走（又は移動）する場合は、その航走経路と予定時間を記載して下さい。

区域又は場所は、海図に記載されている灯台又は著名物標（固定物標）を基点とする方位（真方位）及び距離、又は緯度・経度（世界測地系）で記載して下さい。

なお、灯台の名称等は、「灯台表」（海上保安庁発行）を参照下さい。

確認のため、区域又は場所（又は経路）を示す図を添付して下さい。

なお、図は出来る限り海図を使用して下さい。

また、色分け等により現場付近の状況を分かり易く表記して下さい。

【記入例1】一定の範囲(又は位置)で実施する場合

区域又は場所・・・P13の例1、例2、例4を参照して下さい。

【記入例2】航走（又は移動）して実施する場合

航走海域 港及び周辺海域

航走経路 ア 港 岸壁(00:00出発)

イ 岸壁前面(00:00)～

ウ 港沖(00:00)～(00:00)(帰路は往路に同じ。)

エ 港 岸壁(00:00到着)

オ 行事終了(00:00)

別添「航走経路図」のとおりに

オ．方法

行事の実施内容と実施方法を具体的に記入して下さい。

参加(又は使用)船艇、参加人員及び体制を記入して下さい。

次のような状況等を示す図面を作成し添付して下さい。

- ・ 端艇競争のコース設定と実施場所の図
- ・ パレードにおける船隊等の構成の図
- ・ 水上花火大会等における危険範囲と実施場所の図
- ・ 行事の実施において船舶交通に影響すると思われる海域の状況図

カ．危険予防の措置

行事の内容や規模等を踏まえ、次の点に留意して記述して下さい。

なお、必要に応じて図面を作成し添付して下さい。

安全対策

- ・ 海域利用者への周知の状況
- ・ 船舶交通に対する事故防止及び警戒の措置等
- ・ 行事参加者及び参加船艇の事故防止措置と連絡体制
また、未成年者や初心者を対象とする場合の指導者の配置等
- ・ 事故発生時の対策
- ・ 行事の中止基準(気象・海象)及び行事中止又は変更時の措置
標識(音響等によるものを含む。)の設置
- ・ 行事海域に設置する標識や参加船艇の識別標識の状況

キ．緊急連絡系統

事故等の緊急事態発生時における救護、救助等の各機関を確認し、連絡系統図を作成添付して下さい。

ク．その他

他の法律等に係る手続きの状況等、行事に係る必要事項を記入する。

ケ．連絡先

行事全体の責任者(申請者)及び現場責任者等の住所・氏名・連絡方法(電話番号等)を明記して下さい。

コ 添付資料

- ・ 位置図、区域(又は航走経路)図、状況図及び標識(要目記載)図
- ・ 計画書又は実施要領
- ・ 使用船舶(参加船艇及び警戒)一覧及び船舶配置図
- ・ その他、事故防止等において参考となる資料

(2) 内容変更の許可申請

許可を受けた行事の内容を変更したい場合は、「内容変更許可申請書」(第9号様式2)に以下の事項を記入のうえ、必要な図面及び資料を添え提出し許可を受けて下さい。

なお、行事の申請者、目的及び場所(海域)が異なる場合、また許可の期間が終了又は時期が異なる場合、周知等に余裕のない場合には、新規の許可申請を行って下さい。

ア．許可事項

許可年月日及び許可番号

現状許可の最初の「許可年月日及び許可番号」を記載して下さい。

件名（行事名）

現状で許可を受けている件名（行事名）を記載して下さい。

変更経歴

これまでに受けた変更許可の年月日、番号、変更の概要を年月日の順に簡潔に記載する。

イ．変更内容

今回の変更内容（海域の増減、時間の変更、使用船舶及び責任者の変更等）を具体的に記載して下さい。

また、海域を拡大又は縮小する場合等、変更に係る図面・連絡系統図等は必ず添付して下さい。

実施日時を変更する場合は、現状の許可期間と変更期間を分かり易く記載して下さい。

なお、期間に変更がない場合は、「期間変更なし」と記載して下さい。

【記入例】開始時間を遅くする場合

現状許可期間 平成 年 月 日

8時30分から 時 分

（予備日 平成 年 月1日 時間同じ）

変更期間 平成 年 月 日

9時00分から 時 分

（予備日 平成 年 月1日 時間同じ）

ウ．変更理由

変更の理由を簡潔に記載して下さい。

エ．その他必要事項

危険予防の措置（事故防止措置等）

時間帯や海域の変更を行う場合は、周囲の状況が異なってきますので、必ず、関係者への再周知や事故防止措置等の見直しを行って下さい。

その他

連絡先、緊急時の連絡先、災害時の避難方法、使用船舶・現場担当者・電話番号等の変更が有る場合は、これを記載し併せて変更に係る資料を添付して下さい。

(3) 内容変更の届出

新規申請において届出を行った行事に、内容の変更がある場合は、前記の「(2) 内容変更の許可申請」に準じて記入し、届け出（第9号様式3）として提出して下さい。

(4) 完了届

船舶への周知及び制限等を解除するため、許可を受け又は届出を行った行事が終了した場合は、速やかに「完了届」（第9号様式5）を提出して下さい。

申請等様式

第4 申請書等様式

工事等の申請書様式（「工事」「作業」「行事」各共通）

1. 新規

- ア 許可申請書 【第9号様式】 p22
- イ 届出書 【第9号様式1】 p23

2. 変更

- ア 内容変更許可申請書 【第9号様式2】 p24
- イ 内容変更届 【第9号様式3】 p25
- ウ 変更届（軽微な変更） 【第9号様式4】 p26

3. 完了

- ア 完了届 【第9号様式5】 p27

4. 記入例

- ア 工事許可申請 p28
- イ 工事届 p30
- ウ 工事変更届（軽微な変更） p32
- エ 行事届 p33

5. 添付資料様式例

- ア 使用船舶一覧表 p35
- イ 船舶従事者一覧表 p35
- ウ 工程表記入例 p36

(注1) 許可申請書

(注1) 「工事・作業・行事」のうち、該当事項を記入する。

文書年月日

(注2) 長 殿

(注2) 「工事・作業・行事」を金沢港で実施の場合は「金沢港長」と記入する。

・「工事・作業」を福浦港又は滝港で実施する場合は「金沢海上保安部長」と記入する。

・「行事」を福浦港又は滝港で実施する場合は、第9号様式1の届出書となります。

申請者 住所

所属

氏名 _____ 印

(注3) 申請者の氏名を記載し、押印することによって署名することができる。

1 目的及び種類

(1)種類(件名)

(2)目的

2 期間及び時間

3 区域又は場所

(注4) 区域を示す図面を添付する。

4 方法

(注5) 火薬類を使用する場合は、その旨明記する。

5 その他

(注6) 標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載する。

(A4 縦)

(注) 書ききれない場合は、別紙(A4,縦又はA3横)として追加して下さい。

(注1) 届

(注1)「工事・作業・行事」のうち、該当事項を記入する。

文書年月日

金沢海上保安部長 殿

申請者 住所

所属

氏名 _____ 印

1 目的及び種類

(1)種類(件名)

(2)目的

2 期間及び時間

3 区域又は場所

(注2)区域を示す図面を添付すること。

4 方法

(注3)火薬類を使用する場合は、その旨明記すること。

5 その他

(注4)標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。

(A4 縦)

(注) 書ききれない場合は、別紙(A4,縦又はA3横)として、追加して下さい。

(注1)内容変更許可申請書

(注1)「工事・作業・行事」のうち、該当事項を記入する。

文書年月日

(注2)長 殿

(注2)最初の許可申請書の宛名に同じ。

申請者 住所

所属

氏名 _____ 印

1 許可事項

(1) 許可年月日 平成 年 月 日 (注3)最初の許可年月日及び番号

許可番号 金沢 第 号

(2) 件 名

(3) 変更経歴 (注4)変更の許可(又は届出受理)の年月日、番号及び概要を記述する。

2 変更内容

(注5)期間、区域部分及び工事方法等の変更の前・後を並記し、その内容を簡潔に記述する。

3 変更理由

(注6)変更の理由を簡潔に記述する。

4 その他必要事項

(注7)内容変更に伴う通行船舶に対する事故防止措置や工事等の安全対策等を記述する。
また、変更する図面や工程表等の有無について記述し添付する。

(A4 縦)

(注) 書ききれない場合は、別紙(A4,縦又はA3横)として、追加して下さい。

(注1)内容変更届

(注1)「工事・作業・行事」のうち、該当事項を記入する。

文書年月日

(注2)長 殿

(注2)最初の届出書の宛名に同じ。

申請者 住所

所属

氏名

印

1 許可事項

(1) 許可年月日 平成 年 月 日 (注3)最初の許可年月日及び番号

許可番号 金沢 第 号

(2) 件 名

(3) 変更経歴 (注4)変更の許可(又は届出受理)の年月日、番号及び概要を記述する。

2 変更内容

(注5)期間、区域部分及び工事方法等の変更前・後を並記し、その内容を簡潔に記述する。

3 変更理由

(注6)変更の理由を簡潔に記述する。

4 その他必要事項

(注7)内容変更に伴う通行船舶に対する事故防止措置や工事等の安全対策等を記述する。
また、変更する図面や工程表等の有無について記述し添付する。

(A4 縦)

(注) 書ききれない場合は、別紙(A4,縦又はA3横)として、追加して下さい。

(注1)変更届

(注1)許可又は届出に係る軽微な変更の届けに使用する。

「使用船舶・資機材・担当者・連絡方法・その他」等、該当事項を記入する。

文書年月日

(注2)長 殿

(注2)最初の許可申請又は届出の宛名に同じ。

「金沢海上保安部長」又は「金沢港長」

申請者 住所

所属

氏名 _____ 印

1 許可事項

(1) 許可年月日 平成 年 月 日 (注3)最初の許可年月日及び番号

許可番号 金沢 第 号

(2) 件 名

(3) 変更経歴 (注4)変更の許可(又は届出受理)の年月日、番号及び概要を記述する。

2 変更内容

(注5)変更事項、又はその内容を簡潔に記述する。

3 変更理由

(注6)変更の理由を簡潔に記述する。

4 その他必要事項

(注7)変更する一覧表等の添付物を記述し、これを添付する。

(A4 縦)

(注) 書ききれない場合は、別紙(A4,縦又はA3横)として、追加して下さい。

完了届

文書年月日

(注2)長 殿

(注1)最初の許可申請又は届出の宛名に同じ。

「金沢海上保安部長」又は「金沢港長」

申請者 住所

所属

氏名

印

1 許可事項

(1) 許可年月日 平成 年 月 日 (注2)最初の許可年月日及び番号

許可番号 金沢 第 号

(2) 件 名

(3) 期 間 (注3)工事・作業・行事の許可(又は届)の期間

2 完了年月日

(注4)工事・作業・行事が実際に終了した年月日

3 その他

(注5)工事・作業・行事が当初予定のとおり実施の場合は、「なし」と記入する。

なお、実施出来なかった場合、又は途中で終了した場合、次期予定等、その旨記述する。

(A4 縦)

(注) 書ききれない場合は、別紙(A4,縦又はA3横)として、追加して下さい。

工事・作業許可申請書

平成20年 月 日

金沢港長 殿

(注1)金沢港は「金沢港長」、福浦港及び滝港は「金沢海上保安部長」と記入する。

申請者 石川県金沢市 町 丁目 番号
建設株式会社 支店
取締役支店長 印

1 目的及び種類(件名)

(1)件名 「 港 防波堤一部改修工事」 (注2) 施工場所・内容や工事・作業の別、
(県 事務所発注) 更には発注元を分かり易く簡潔に記述する。

(2)目的 老朽化した金沢港 防波堤の中央部(300m)を改修するため、起重機台船等を使用して、既存のケーソン等を撤去し、基礎捨石の投入など地番改良の後、ケーソン据付及び上部工等の付帯工事を実施する。

2 期間及び時間

平成 年4月1日から平成 年8月31日までの間 (注3)「許可の日から・・・」としない。
(予備日 平成 年8月11日から8月31日) (注4) 予備日を記述する。
日曜日を除く、毎日 時 分から 時 分(又は日没)まで

3 区域又は場所

金沢港 防波堤先端部周辺海域(別添工事区域図のとおり)。
次の各点を順次結んだ線により囲まれた海面 (注5) 位置図及び区域図を添付する。
ア 大野灯台から 度、メートルの点 (注6) 区域を示す区域は、
イ ア点から 度、メートルの点 時計回りで記述する。
ウ イ点から 度、メートルの点
エ ウ点から 度、メートルの点

4 方法

(1) 工事概要 (注7) 工事内容を工事工程に従い、各項目について簡潔に記述する。
防波堤改修付近の深浅測量を最初の実施し、同海域において順次各工事作業を実施するほか、資機材及び人員を から、またケーソン において製造し海路現場まで輸送し、起重機船により据え付けを施工するものです。

- (2) 準備工(事前施工調査、深浅測量、資材搬入)
- (3) ケーソン撤去工事
- (4) 地盤改良工事
- (5) 捨石投入工
- (6) ケーソン据付工
- (7) 上部工
- (8) その他

(記述省略)
(注8)また、火薬類を使用する場合はその旨を明記する。
(注9) 工程表、施工図、船舶ルート図、及び使用船舶一覧等、必要な図面、表を添付する。

5 その他

(1) 危険予防の措置

安全対策

- ・工事に係る事故防止策
 - ・船舶交通に係る事故防止策
 - ・対外的な事前の調整
 - ・注意喚起等の情報の連絡体制
 - ・気象海象等の中止基準及び避難の方法
 - ・事故発生時の連絡先、対応など
- 標識の設置

標識の掲揚(注10)潜水作業や操縦制限となる場合の標識・形象物等を明示する。

(2) 緊急連絡系統(注11)別添として、分かり易く記述して下さい。



(3) 連絡先

建設株式会社

| | | | |
|-------------|---|---|-----------------|
| 現場責任者 山田 太郎 | - | - | (昼間) |
| | - | - | (夜間) |
| 事務担当 海保 太郎 | - | - | (昼間) (注12)申請担当者 |

(4) 添付資料

工事位置図、工事区域図 (注13)海図等の写しにより位置、又は範囲を明示する。

工事施工図等 また、位置図に津波等の災害時の避難先も明示する。

- ・工程表 (注14)必ず添付する。
- ・施工区域図
- ・施工平面図
- ・施工断面図
- 工事・作業状況図
- ・潜水等工事・作業図
- ・運搬経路図(又は航程図)
- ・作業船係留図(又は作業船位置図) (注15)アンカーワイヤーの展張状況を明示する。
- 標識設置(又は掲揚)位置図、標識形状図及び要目表
- 警戒船配置図、警戒業務管理者及び警戒要員一覧(警戒船講習受講有無)
- 緊急連絡系統図
- 土砂計量証明(写)、 砂浜養浜計画(写)、 占有許可書(写)・・・等
- (注16)他の法律や規則等に規定する許可証等の写し
- 工事状況周知用ポスター又はパンフレット
- その他、参考資料
- ・使用船舶一覧表
- ・船舶従事者一覧表

工事・作業届

平成20年 月 日

金沢海上保安部長 殿

申請者 石川県金沢市 町 丁目 番号
____ 建設株式会社 ____ 支店
取締役支店長 _____ 印

1 目的及び種類(件名)

- (1)件名 「 市 海岸 堤改修工事」(注1) 施工場所・内容や工事・作業の別、
(整備局 河川事務所発注) 更には発注元を分かり易く簡潔に記述する。
- (2)目的 冬季波浪により損壊した 堤(約100m)を、海上より起重機船等を使用して改修する。

2 期間及び時間

平成 年6月1日から年8月31日までの間 (注2)「許可の日から…」としない。
日曜日を除く、毎日 時 分から日没まで
(予備日 平成 年8月11日から8月31日) (注3) 予備日を記述する。

3 区域又は場所

市 海岸 堤付近海域(別添工事位置及び区域図のとおり)
次の各点を順次結んだ線により囲まれた海面 (注4) 位置図及び区域図を添付する。
ア 灯台から 度、4.500メートルの点 (注5) 区域を示す区域は、
イ ア点から 度、メートルの点 時計回りで記述する。
ウ イ点から 度、メートルの点
エ ウ点から 度、メートルの点

4 方法

- (1) 工事概要 (注6)海上の工事内容を簡潔に記述する。
起重機船により損壊箇所の消波ブロック等を撤去のうえ、基部マウント整備し
ミキサー船によりコンクリートを打設し堤を修復する。また、工事施工前後におい
て潜水土による調査を実施する。
なお、資材及び作業船は 港から搬出(出入港)する。
その他、施工概要は別添のとおり
- (2) 施工概要
(注7)施工概要は 工程表に従い各施工段階ごとに簡潔に方法を記述する。
(注8)また、火薬類を使用する場合はその旨を明記する。

5 その他

(1) 危険予防の措置

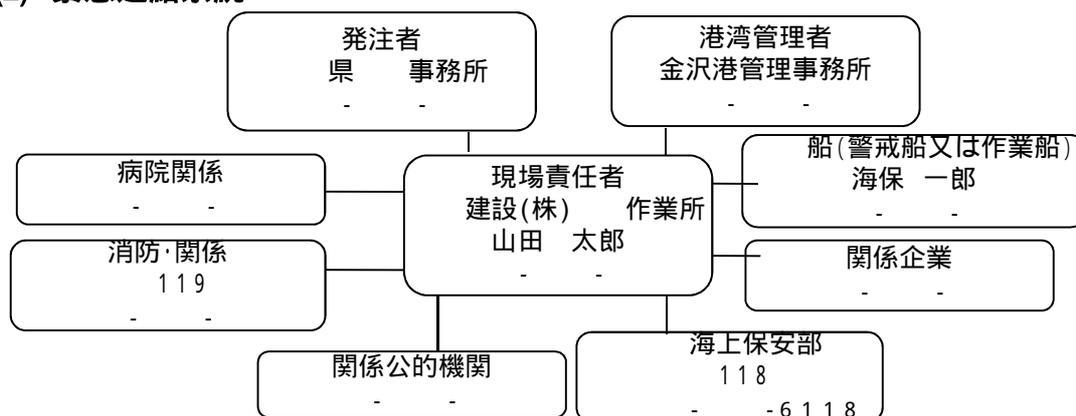
安全対策

- ・工事に係る事故防止策
- ・船舶交通に係る事故防止策
- ・対外的な事前の調整
- ・注意喚起等の情報の連絡体制
- ・気象海象等の中止基準及び避難の方法
- ・事故発生時の対応・・・等

標識の設置

標識の掲揚(注9)潜水作業や操縦制限となる場合の標識・形象物等を明示する。

(2) 緊急連絡系統



(3) 連絡先

建設株式会社

| | | | |
|-------------|---|---|-----------------|
| 現場責任者 山田 太郎 | - | - | (昼間) |
| | - | - | (夜間) |
| 事務担当 海保 太郎 | - | - | (昼間) (注10)申請担当者 |

(4) 添付資料

工事位置図、工事区域図 (注11)海図等の写しにより位置、又は範囲を明示する。
また、位置図には、津波等の災害時の避難先も明示する。

工事施工図等

- ・工程表 (注12)必ず添付する。
- ・施工平面図
- 工事・作業状況図
- ・潜水作業図
- ・運搬経路図(又は航程図)
- ・作業船係留図(又は作業船位置図)
- 標識設置(又は掲揚)位置図、標識形状図及び要目表
- 土砂計量証明(写)、 砂浜養浜計画(写)・・・等
- (注13)他の法律や規則等に規定する許可証等の写し
- 工事状況周知用ポスター又はパンフレット
- その他
- ・使用船舶一覧表
- ・船舶従事者一覧表

使用船舶変更届

(注1)許可又は届出に係る軽微な変更の届けに使用する。
「使用船舶・資機材・担当者・連絡方法・その他」等、該当事項を記入する。

平成20年 月 日

金沢海上保安部長 殿

(注2)最初の許可申請又は届出の宛名に同じ。
「金沢海上保安部長」又は「金沢港長」

申請者 石川県金沢市 町 丁目 番号
____建設株式会社 支店
取締役支店長 _____ 印

1 許可事項

- (1) 許可年月日 平成 年 月 日 (注3)最初の許可年月日及び番号
許可番号 金沢 第10号
- (2) 件名 「 市 海岸 堤改修工事」
- (3) 変更経歴

| 年月日 | 変更状況 | 概要 | 備考 |
|-------|------|--|--------|
| 年 月 日 | 1回 | 工追加に伴い工事内容及び工程に変更。 なお、全体工事期間の変更なし。 | 内容変更許可 |
| 年 月 日 | 2回 | 起重機船故障に伴う使用船舶の変更。 なお、工事内容及び隻数の増減なし。 | 軽微な変更 |

(注4)軽微な変更も含め、許可及び届出の経歴を全て簡潔に記述する。

2 変更内容 (注5)変更の内容を簡潔に記述する。

作業に使用する起重機船 丸(トン)に変えて、同型船の 丸
を使用するもの。
なお、船舶従事者に変更の他、工事内容及び隻数の増減なし。

3 変更理由 (注6)変更の理由を簡潔に記述する。

起重機船 丸(トン)を使用予定のところ、クレーン故障に伴い、同型
船の 丸を使用する。
なお、 丸は 港から回航し、当初予定のとおり 月 日から工事に使用
する。

4 その他必要事項 (注7)変更に関係する添付物等を記述し、これを添付する。

- ・使用船舶一覧表(船名等変更)
- ・船舶従事者一覧表(船長の変更)
- ・緊急連絡系統図(船名、電話番号及び担当の変更)

行事届

平成20年 月 日

金沢海上保安部長 殿

申請者 石川県金沢市 町 丁目 番号
町 _____ マリーナ
所長 _____ 印

1 目的及び種類(件名)

- (1)件名 「水難救助訓練」(警戒艇2隻) (注1) 行事内容を分かり易く簡潔に記述する。
(2)目的 例1. 水上オートバイ免許受講者への講習の一環として実施する。
例2. 水難救助の救助技術と海陸連携の向上を図るため、定期的に関係機関と実施する。

2 期間及び時間

- 第一回 平成 年6月1日(木) (注2)「許可の日…」としない。
時 分から 時 分までの間
(予備日 6月2日(金)、同時間帯) (注3) 予備日があればを記述する。
第二回 平成 年9月1日(水)
時 分から 時 分までの間
(予備日なし)

3 区域又は場所

- 例1. 灯台から 度、4.500メートルの地点を中心とする半径100m
の円内海域(行事区域図のとおり)
例2. 市 海岸沖合いの行事区域図に示す海面 (注4) 位置図も添付する。

4 方法

- 別添「訓練計画書」のとおり
(注5) 訓練日時・場所・代表者(現場責任者)・参加者・訓練内容・連絡先・
緊急連絡先(病院・関係機関含む)・使用船艇・安全対策等が記載委されているもの。

5 その他

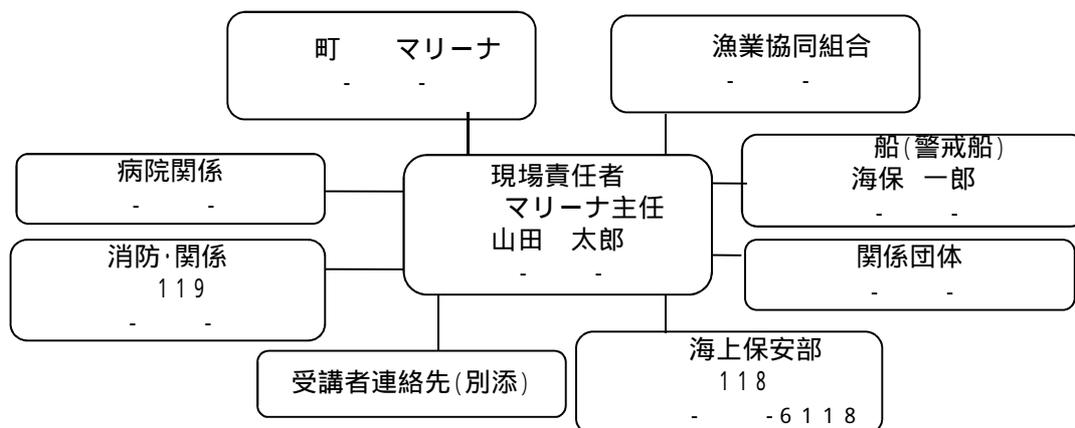
(1) 危険予防の措置

安全対策

- ・対外的な事前の調整
 - ・船舶交通に係る事故防止策
 - ・行事に係る事故防止策
 - ・配置及び連絡体制
 - ・事故発生時の対応
 - ・気象海象等の中止基準及び避難の方法…等
- 標識の設置(又は掲揚)

(注6) 船隊の識別標示旗。潜水や操縦制限となる場合の標識・形象物等を明示する。

(2) 緊急連絡系統



(3) 連絡先

| | | | | |
|-------|-------|---|---|-----------|
| 現場責任者 | 山田 太郎 | - | - | (携帯) |
| 事務担当 | 海保 太郎 | - | - | (注7)申請担当者 |

(4) 添付資料

行事位置図、行事区域図 (注11)海図写し等により位置、又は範囲を明示する。
航走経路図

(注12)各船隊の状況や主要位置と通過予定時刻等を記載する。

また、位置図又は経路図に、津波等の災害時の避難先も明示する。

訓練(又は行事)計画書

標識設置(又は掲揚)状況図、標識形状図及び要目表

使用許可書(写)

(注13)他の法律や規則等に規定する許可証等の写し

周知用ポスター又は資料

その他

- ・使用船舶一覧表
- ・船舶従事者一覧表
- ・受講者連絡先一覧

ウ．工程表記入例

工事工程表

| 工事等内容 | 4月 | | | 5月 | | | 6月 | 備考 |
|--------|--------------|---|---|-----------|---|---|--------|-------|
| | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | |
| 全体工程 | 1日 ~ 30日 | | | | | | 予備日 8日 | |
| 準備工等 | 6日 ~ 10日 準備工 | | | 28日 | | | 片付工 | |
| ケーソン作製 | | | | 29日 | | | | 岸壁 |
| 防波堤築造 | 12日 | | | 18日 | | | | |
| 基礎工 | 29日 | | | | | | | |
| ケーソン据付 | | | | 15日 | | | | |
| 上部工 | | | | 1日 ~ 16日 | | | | |
| 仕上工 | | | | | | | | |
| 潜水作業 | | | | 22日 ~ 26日 | | | | 緊急連絡表 |
| 資材輸送 | | | | | | | | 船舶一覧 |
| ケーソン輸送 | | | | | | | | ルート図 |
| 深浅測量 | 8日 | | | 26日 | | | | 法6条測量 |
| 完成検査 | | | | | | | | |
| 標識設置等 | ← 設置 警戒船配置 | | | 撤去 → | | | | 標識設置図 |

(A4 縦)

工程表変更記入例

| | | | | | | | | |
|-------|----------|--|--|-----|--|--|---------|--------|
| 全体工程 | 1日 ~ 30日 | | | | | | 1日 ~ 8日 | 予備日内調整 |
| 防波堤築造 | 12日 | | | 18日 | | | | 基礎工関連 |
| 基礎工 | 29日 | | | 1日 | | | | 工事延伸 |
| | (省略) | | | | | | | |

(A4 縦)

各種資料

| | |
|-----------------------|------|
| 第5 資料 | |
| 1. 金沢港の港域 | p 38 |
| 2. 滝港の港域 | p 39 |
| 3. 福浦港の港域 | p 40 |
| 4. 著名物標等一覧 | p 41 |
| (1) 加賀・能登西岸灯台一覧 | |
| (2) 加賀・能登西岸海図一覧 | |
| 5. 工事区域明示標識の設置基準 | p 42 |
| (1) 標識の配置と名称の付与基準 | |
| (2) 特殊標識（工事等の区域標識）の規格 | |

1. 金沢港の港域



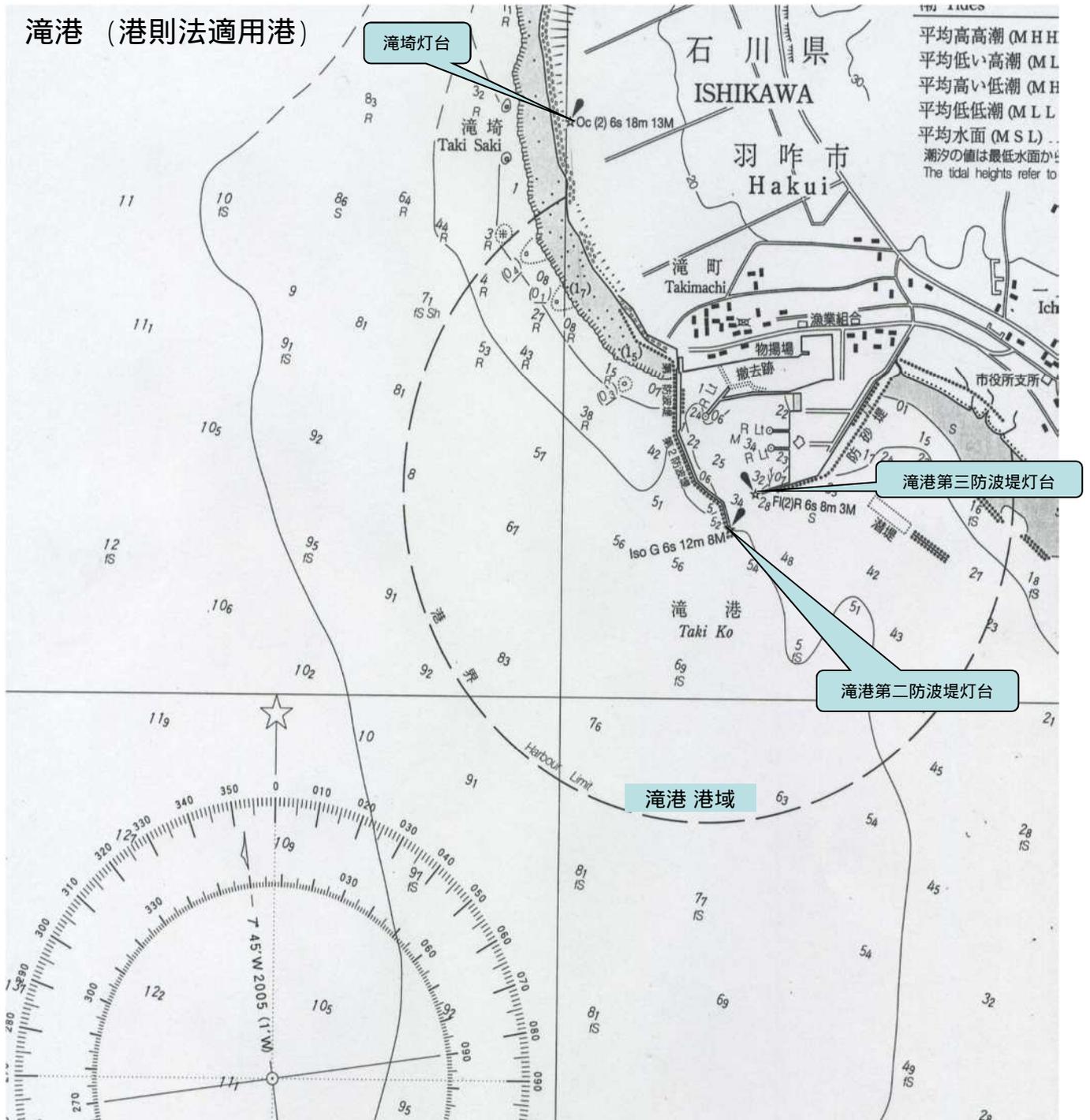
金沢港(特定港)

……金沢港の港域……

大野灯台（北緯36度36分58秒 東経136度36分10秒）から217度30分5,020メートルの地点から306度2,200メートルの地点まで引いた線、同地点から36度8,545メートルの地点まで引いた線、同地点から126度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、大野川水面並びに普正寺橋下流の犀川水面。

【港則法施行令 第一条別表第一抜粋】

2. 滝港の港域

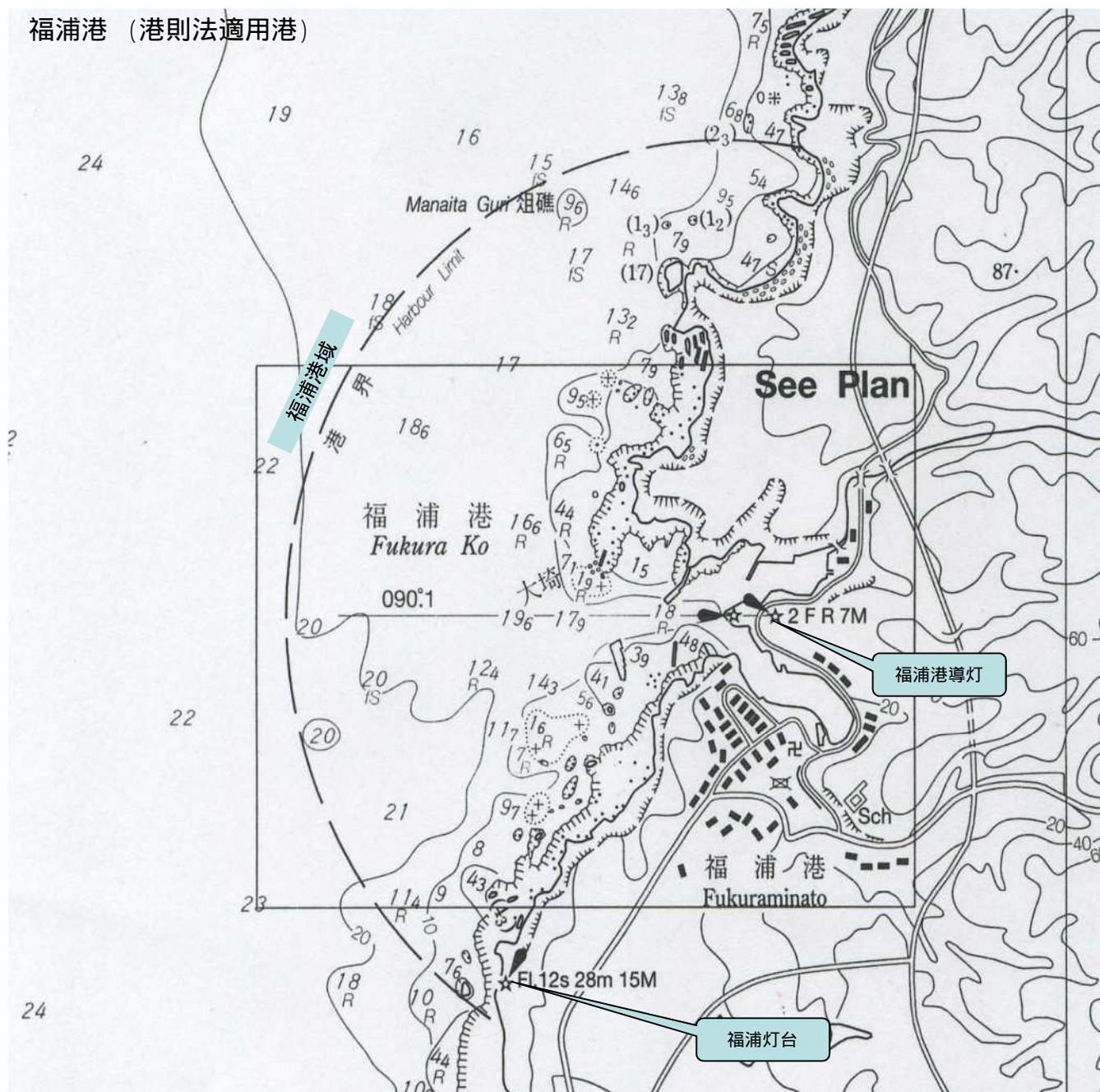


……滝港の港域……

- 滝埼灯台 (北緯36度55分45秒東経136度45分) から157度960メートルの地点を中心とする半径800メートルの円内の海面

【港則法施行令 第一条別表第一抜粋】

3 . 福浦港の港域



……福浦港の港域……

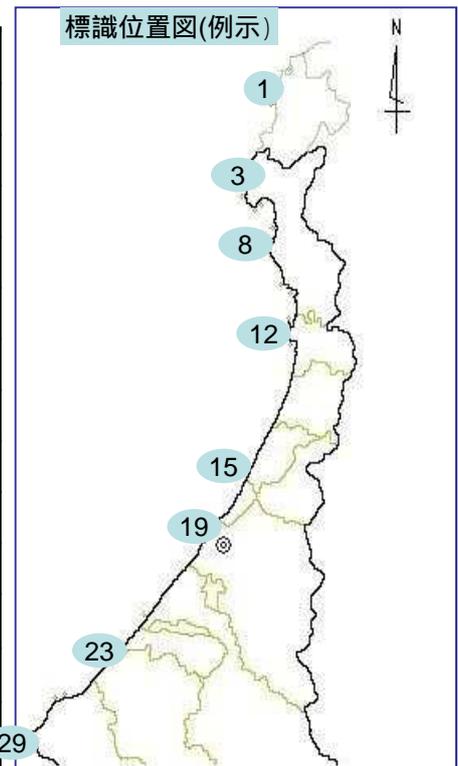
- 藻ノ埼を中心とする半径1,000メートルの円内の海面

【港則法施行令 第一条別表第一抜粋】

4 . 著名物標等一覽

(1)加賀・能登西岸主要灯台一覽…著名物標…

| 標 識 名 | 緯 度 ・ 経 度 |
|----------------------------|--------------------------|
| 1 猿山岬灯台 | N37-19-25.4 E136-43-28.5 |
| 2 能登赤崎港防波堤灯台 | N37-10-00.7 E136-40-28.2 |
| 3 海士崎灯台 | N37-08-48.7 E136-40-14.2 |
| 4 能登富来港風無第三防波堤灯台 | N37-08-10.7 E136-41-18.2 |
| 5 能登富来港南防波堤灯台 | N37-08-34.1 E136-42-01.8 |
| 6 福浦港導灯(前灯) | N37-05-04.7 E136-43-29.2 |
| 7 福浦港導灯(後灯) | N37-05-04.7 E136-43-32.9 |
| 8 福浦灯台 | N37-04-39.7 E136-43-08.2 |
| 9 安部屋港防波堤灯台 | N37-00-52.6 E136-44-30.1 |
| 10 高浜港第四防波堤東灯台 | N36-59-58.9 E136-45-48.7 |
| 11 柴垣港第一防波堤灯台 | N36-57-11.8 E136-45-24.2 |
| 12 滝崎灯台 | N36-55-45.1 E136-45-00.0 |
| 13 滝港第二防波堤灯台 | N36-55-12.8 E136-45-18.2 |
| 14 滝港第三防波堤灯台 | N36-55-16.0 E136-45-20.4 |
| 15 白尾灯台 | N36-43-14.8 E136-41-05.2 |
| 16 金沢港防砂堤灯台 | N36-38-35.5 E136-36-22.2 |
| 17 金沢港西防波堤灯台 | N36-38-37.4 E136-35-59.0 |
| 18 金沢港大野波除堤灯台 | N36-37-13.6 E136-36-06.8 |
| 19 大野灯台 | N36-36-57.8 E136-36-10.4 |
| 20 金沢港金石東防波堤灯台 | N36-36-14.9 E136-35-03.3 |
| 21 金沢港金石西防波堤灯台 | N36-36-24.3 E136-34-51.3 |
| 22 美川灯台 | N36-29-36.1 E136-29-04.4 |
| 23 安宅港口灯台 | N36-25-15.0 E136-25-05.3 |
| 24 橋立港沖の防波堤灯台 | N36-21-16.0 E136-18-52.7 |
| 25 橋立港北東防波堤西灯台 | N36-21-26.1 E136-18-54.7 |
| 26 橋立港西防波堤灯台 | N36-21-27.4 E136-18-49.9 |
| 27 橋立港沖の島防波堤西灯台 | N36-21-36.0 E136-18-51.4 |
| 28 加佐岬灯台 | N36-21-04.7 E136-17-59.9 |
| 29 塩屋港北防波堤西灯台 | N36-17-52.0 E136-14-32.5 |
| 30 北陸電力志賀原子力 発電所沖防波堤北灯台 | N37-03-42.8 E136-43-02.8 |
| 31 北陸電力志賀原子力 発電所沖防波堤南灯台 | N37-03-30.2 E136-43-04.1 |

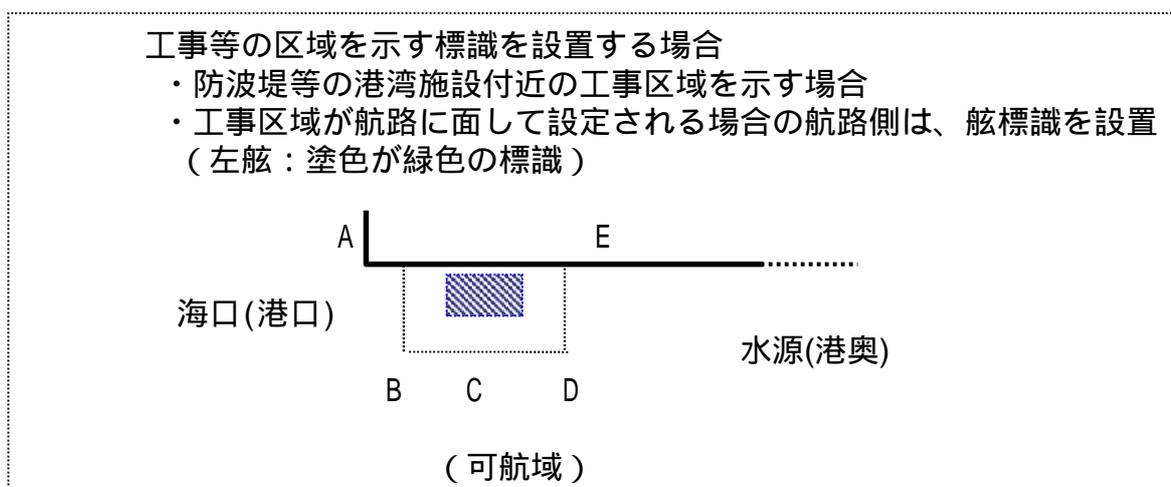
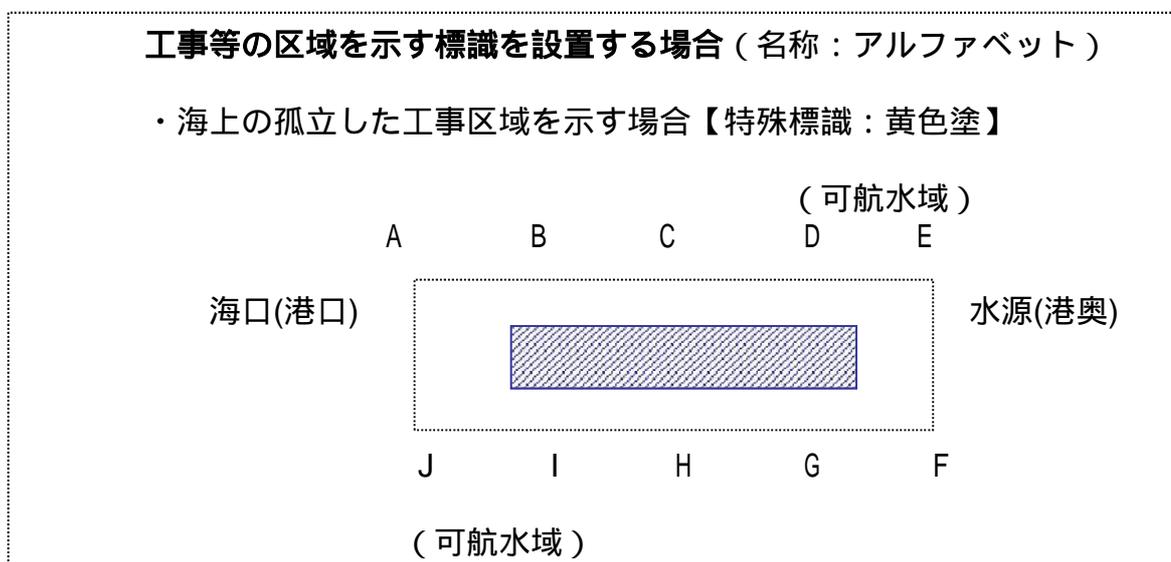


(2)加賀・能登西岸海図一覽

| 番号 | 海図名 |
|-----------|------------|
| 159 | 日御碕至珠洲岬 |
| 1092 | 橋立、塩屋、富来漁港 |
| 1156 A | 滝港付近 |
| | 福浦港付近 |
| | (分図)福浦港 |
| 1161 | 滝港至輪島港 |
| 1169 | 福井港至輪島港 |
| 1193 | 金沢港 |
| | |

5 . 工事区域明示標識の設置基準

(1) 標識の配置と名称の付与基準



(2) 特殊標識（工事等の区域標識）の規格

この特殊標識は、工事区域・投棄海面・漁場・パイプラインを表示する場合の標識です。

（特殊標識の規格概要）

- ・ 灯色、塗色は黄色
- ・ 光かたは原則として単閃光（3秒に1閃光、4秒に1閃光・・・等）
- ・ 標識の頂部に頭標（「X」のトップマーク付）
- ・ 光度が、15カンデラ以上の標識を設置する場合には、許可の対象となります。